

市議会全員協議会要点記録

○開会日時 令和3年6月30日(水) 午前10時50分

○場 所 伊東市役所議場

○出席議員 20名

議 員	田久保 眞 紀 君	議 員	鈴 木 絢 子 君
〃	浅 田 良 弘 君	〃	石 島 茂 雄 君
〃	大 川 勝 弘 君	〃	中 島 弘 道 君
〃	杉 本 一 彦 君	〃	佐 藤 龍 彦 君
〃	重 岡 秀 子 君	〃	仲 田 佳 正 君
〃	青 木 敬 博 君	〃	四 宮 和 彦 君
〃	杉 本 憲 也 君	〃	井 戸 清 司 君
〃	鳥 居 康 子 君	〃	篠 原 峰 子 君
〃	長 沢 正 君	〃	佐 藤 周 君
〃	宮 崎 雅 薫 君	〃	佐 山 正 君

○説明のために出席した者 24名

市	長	小 野 達 也 君
副 市	長	中 村 一 人 君
企 画 部	長	杉 本 仁 君
企 画 部 企 画 課	長	菊 地 貴 臣 君
同 秘 書 課	長	小 川 真 弘 君
理 事		渡 邊 宏 君
危機管理部長兼危機管理監		近 持 剛 史 君
総 務 部	長	浜 野 義 則 君
総 務 部 庶 務 課	長	小 川 直 克 君
同 財 政 課	長	木 村 光 男 君
市 民 部	長	三 好 尚 美 君
健 康 福 祉 部	長	松 下 義 己 君
健康福祉部社会福祉課	長	稲 葉 祐 人 君
観 光 経 済 部	長	西 川 豪 紀 君
建 設 部	長	石 井 裕 介 君
建設部次長兼建設課	長	高 田 郁 雄 君

会計管理者兼会計課長	鈴木 恵美子 君
上下水道部長	鈴木 正 治 君
上下水道部下水道課長	小 澤 剛 君
教 育 長	高 橋 雄 幸 君
教育委員会事務局教育部長	岸 弘 美 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	相 澤 和 夫 君
同 幼 児 教 育 課 長	稲 葉 育 子 君
監 査 委 員 事 務 局 長	富 岡 勝 君

○出席議会事務局職員 4名

局 長 富 士 一 成	局長補佐 森 田 洋 一
係 長 鈴 木 綾 子	主 事 福 王 雅 士

○会議に付した事件

- 1 伊豆メガソーラーパーク合同会社宛ての伊東市長確約書について

○会議の経過概要

○副議長（中島弘道君）開会する。

○副議長（中島弘道君）この際申し上げる。この後の議題に対する質疑、意見については、申合せにより会議規則第57条の規定を準用し、その回数を4回までとしているのでご承知おき願う。また、質疑、意見に際しては、ほかの議員の質疑及び当局の答弁を十分に踏まえた上で、重複を避けた発言を心がけるなど、効率的、能率的な運営となるようご協力をお願いする。

○副議長（中島弘道君）これより議事に入る。

日程第1、伊豆メガソーラーパーク合同会社宛ての伊東市長確約書についてを議題とする。

この際、お諮りする。本件の説明については、本会議における市長の発言をもってこれに充てることとし、これを省略いたしたいと思う。これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島弘道君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

これより質疑、意見を伺う。質疑の通告があるので、5番 大川勝弘君の発言を許す。

○5番（大川勝弘君）それでは通告の質疑に関し、説明の中で回答が返ってきたのもあるので、少し質疑の順番も変わるところがあるかと思うが、ご容赦願いたい。まず1点目であるが、確認になるが、定例記者会見での内容と各種新聞報道の内容について相違はないか。それと、確

約書が、河川占用の許可・不許可を出す前の重要な時になぜ、定例記者会見での公表に至ったのか。この2点をまずお聞かせ願いたい。

- 市長（小野達也君）お答えする。初めに、定例記者会見での内容と各種新聞報道の内容について相違はないかについてである。定例記者会見での内容と各種新聞報道の内容について、概ね相違はない。しかしながら、確約事項の2点目については、「河川占用不許可処分取消請求控訴事件について、控訴棄却の判決が出た場合、速やかに、当該河川占用申請を許可すること」とされているが、一部報道記事においては、「許可した上で、事業に協力する」旨が掲載されており、この点については相違している。

次に、確約書が、河川占用の許可・不許可を出す前の重要な時になぜ、公表に至ったのかについてである。確約書の公表については、現に事業者から5月中旬に、その履行を求める文書が送達されている状況もあり、今回の許可・不許可の判断の際に報告すべきであると認識していたところであるが、去る6月24日付、伊豆新聞への寄稿に私の確約書の件が掲載され、このことから、報道各社からの問合せが続き、社会的影響が大きいものと判断したことから急遽、許可・不許可の判断に先行して、6月28日の定例記者会見において公表いたした次第である。以上である。

- 5番（大川勝弘君）続いて、確約書の内容と結んだ時期と意図についてであるが、先ほどの説明の中で、宅地造成等規制法の変更許可を、ほかの事業者と分け隔てなく迅速に対応すること。河川占用不許可処分について、控訴棄却の判決が出た場合、速やかに許可をする。河川占用不許可処分の結果について、経済産業省に報告すると。このような内容を説明されていたが、この意図としては、先ほど説明があったとおり、損害賠償額を最小に抑えることというような意図があったと思うが、この意図についてももう一度詳しく確認したいのと、今回、確約書を交わすに当たり、事業者からどのようなアプローチがあったのかお答え願いたい。

- 市長（小野達也君）お答えする。確約書の内容と結んだ時期と意図についてである。確約書の内容及びその時期については、本年2月9日付にて、事業遅延により発生する関係者の損失を最小限とするためとして、次の3項目について確約したもので、1点目として、現在審査中の宅地造成等規制法に基づく変更許可申請について、ほかの事業者と分け隔てなく迅速に対応すること。2点目として、河川占用不許可処分取消請求控訴事件について、控訴棄却の判決が出た場合、速やかに当該河川占用申請を許可すること。3点目として、河川占用不許可処分取消請求控訴事件の結果について、経済産業省へ報告することの以上の3点である。

確約の意図については、さきに行った不許可の判断について、控訴審判決において、一審判決と同様に、裁量権の逸脱など実体法上の違法が認められた場合には、損害賠償請求のおそれも否定できないため、可能な限りそのリスクを低減したいと考えていたことから、確約書に署

名してしまったものである。

次に、今回の確約書を交わすに当たり、事業者からどのようなアプローチがあったのかについてである。今回の確約書に係る接触の状況については、静岡地裁での判決が原告である事業者の主張を全面的に支持していたことを踏まえ、私から事業者側に対し損害賠償の考えを確認したところ、事業者側代理人から損害賠償額を最小にする努力を求められたことから、確約書を交わすに至ったものである。以上である。

○**5番**（大川勝弘君）分かった。それでは、本市の中で内容を知るのは誰か。中村副市長と石井建設部長は、関連した部署ということでこのあたりを把握されていたのか。先ほどの答弁の中で、事業者側は代理人をということで、代理人というと弁護士になると思うが、本市の弁護士は立ち会わなかったのか。その辺併せて回答いただけるとありがたい。

○**市長**（小野達也君）お答えする。本市の中で内容を知るのは誰か。また、中村副市長と石井建設部長は把握していたのかについてである。確約書に署名した令和3年2月9日時点において、確約書の内容を知るのは、私と建設部の担当職員1人の2人である。当時、中村副市長と石井建設部長については、確約書の実態を把握していなかった。本市の代理人についても内容を把握していなかったということになる。以上である。

○**5番**（大川勝弘君）分かった。まだ聞きたいことはあるが、4回目の質疑となるので、最後にこの確約書について公開をされるつもりはあるか。その点を聞きたい。

○**建設部長**（石井裕介君）公開を予定しているかということだが、本日の市長の説明、一昨日の定例記者会見で同様のことを市長が説明したところであるが、市長が説明したことがほぼ全ての内容になっている。サイズにすればA4で1枚程度のものになる。現状では、全て公表済みということで認識しているところではあるが、当然、情報公開請求がされたならば、既にこのことは周知のこととなっているので、非開示ではなく開示ということになる。

○**副議長**（中島弘道君）次に、12番 四宮和彦君の発言を許す。

○**12番**（四宮和彦君）大川議員の質疑の部分を除きながら聞かなければいけないので、通告どおりにはいかないと思うが、その辺のもたつく部分があるかと思うが、ご了承いただきたい。

まず、確約書の内容については、先ほどの答弁で全てだということだと思うので、その辺の内容というのは、改めてまた情報が公開される中で確認させていただければと思っている。とにかく、実際の現物を見てみないことには、それがどのような法律効果を生むものかということが正確に私たちも判断ができないところがあるので、少なくとも議会に対しては資料配付のような形で提示をしていただきたいということを1点お願いする。

全体として大きく3つの観点から質疑させていただきたいと思う。確約書が存在することに

ついて4点伺いたいですが、先ほど多少は触れられてはいたが、確約書を書いたのは、損害賠償の軽減のためとおっしゃっているが、その確約書を書くことによってどのように賠償額が軽減されるのかというその辺の因果関係がよく分からないので、この辺のところについて、確約書を書いたことによって、事業者側に対して一定の法律効果を生むような内容となっているのか、その辺の因果関係の説明をお願いしたい。それから2点目であるが、確約書というのは誰名義で書かれたものなのか。つまり、伊東市長として事業者に交付したものなのか、あるいは小野達也個人として事業者に交付したものなのか、その辺のところがどういう形式で署名して交付したものなのかを確認したい。3点目だが、私たちのほうでは、それがどなたなのかはおおよその予想は付くところではあるが、「建設部のそれなりの者が市長に話を持ってきて」というようなことが新聞報道でもあり、実際に市長のほうもおっしゃっていたと思うが、この確約書の作成者というのは誰なのか。要するに、事業者側にある程度付度して建設部側で作成したものをこれでいかがですかと。市長のほうから、損害を軽減させるためにどうしたらいいかということを経営者側に投げかけたところ、こうして欲しいと言ってきたわけであるから、文書そのものの作成者が、事業者側なのか、あるいは事業者側にこれでどうかという形で行政サイドから提示したものとして作成したのか、その辺のところの作成者が一体誰であったかということである。4点目であるが、この確約書の決裁の手続はどのようなものであったのか。当然、行政ルールに従えば、業務手順書があったり文書の管理規程があったりするわけであるが、その中で、この確約書というのがどのような決裁手続で今回作成されたのか。また、それが交付されたのか。明らかにやり方として間違っていると思うが、そうであれば、本来どのような手続を経るべきものであったのかということをお答えいただきたい。これがまず、大きく分けて確約書が存在したということについての質疑になる。

次に、2つ目になるが、先ほどの情報開示のことに関わってくるが、実は、複数名の市民の方が既に、新聞記事を見てなのか、事前にその情報を得てなのかは分からないが、この確約書についての情報公開請求を行っている。私のところにもこれについては知らせがあったが、一番早いところだと6月11日に情報公開請求を行っている。これについては、6月25日に不開示の決定がされている。このことについてだが、先ほどの建設部長の答弁で、これからしっかりと開示すると言っているが、その手続の在り方というところに多少の疑問があるので伺っておく。不開示決定について、このときに出されたものについては、伊東市情報公開条例第6条第3号を理由として不開示決定をしている。この第6条第3号というのは、一言で言うと、伊東市の行政上の意思形成過程に支障を生じる可能性があるという理由なわけである。そうすると、この確約書を開示することにより行政判断に与える影響というのは何であると考えて不開示決定をしたのかということについて伺いたい。同様に、25日時点では不開示としていた

ものを、28日になって定例記者会見で公表したということの意図はどういうことなのかを伺いたい。

次が最後のところになるが、本件については単なる河川占用許可申請に対する処分という問題にとどまらず、行政手続の正当性、行政の透明性等その行政の内部統制の問題に大きく関わっているということが言えるのではないかと思う。様々な論点からしっかりと検証されなければいけないと考えるので、仮にであるが、この件に関して、伊東市の行政の在り方などを再検証するために、議会から改めて臨時会の招集の求めがあった場合に、市長はこれに応じる考えがあるかどうかということをお伺いしたいと思います。

追加でもう1点だが、先ほどの市長の説明で疑問に思った点を伺いたい。確約書の内容は河川占用許可申請に関わる内容しかないと思っていたが、その中に宅造の変更許可申請もあったという話になると、確か記憶によると、宅造の変更許可申請は2年ぐらい前の話ではないかと思う。未だに審査中ということなのか。

- 市長（小野達也君）お答えする。確約書と損害賠償の軽減の因果関係とはどのようなものか。また、確約書の持つ法律効果はどのようなものかについてである。確約書と損害賠償の軽減の因果関係はない。本確約書については、静岡地裁での判決が、原告である事業者の主張を全面的に支持していたことを踏まえ、控訴審判決が一審判決と同様の結果となり、不許可の判断に違法性があったと認められた場合には、損害賠償請求がされる可能性も否定できないと判断したことから、本市に係る賠償請求を最小にしたいとの思いから署名した。控訴審判決が確定した現時点において、控訴棄却ではあるものの、不許可の判断に違法性は無いと認定していただいたことから、損害賠償も生じていないものと判断している。また、確約書の持つ法律効果については、確約書の不履行により相手の期待を損なったことにはなるが、賠償請求されるレベルではないとの弁護士からの助言を受けている。

次に、確約書は伊東市長として事業者に交付したものか、または小野達也個人として交付したものかについてである。確約書については、「伊東市長 小野達也」と署名し事業者に渡している。

次に、「建設部のそれなりの者が市長に取り次いだ」とのことであるが、確約書の作成者は建設部の者か、事業者かについてである。確約書の作成者については事業者であり、事業者側が作成した様式に、「伊東市長 小野達也」と署名したものである。

建設部長に代わる。

- 建設部長（石井裕介君）次に、確約書の決裁の手続はどのようなものであったか。また、本来であればどのような手続を経るべきであったかについてである。確約書の決裁に係る手続については、事業者側の作成した様式に市長が署名し提出したものであり、通常の決裁の手続は行

っていない。また、本来の手續については、確約するか否かについて市の意思を決定し、これを実施するための必要な事項等の処理についての原案を文書により起案し、起案文書の重要度等により決裁区分を定め、当該市の意思決定を行う権限のある者の決裁を受け施行することとなる。

次に、確約書については、市民が6月11日に情報公開請求を行ったが、これに対し6月25日に不開示の決定を受けたことに関し、不開示決定については、伊東市情報公開条例第6条第3号を理由としているが、この確約書が行政判断に与える影響とは具体的に何かについてである。この確約書が行政判断に与える具体的な影響について、個別具体の影響をお答えすることは大変難しいものと考えているが、本件情報公開請求については、現在審査中の河川占用の許可・不許可の判断に関係するものと判断したことから、審査中の資料等については、意思形成に支障が生じると認められるものと判断したものである。

次に、25日、情報公開請求に対しては不開示としたものを、28日の定例記者会見で公表したのはどういう意図かについてである。定例記者会見での確約書の公表については、現に事業者から5月中旬にその履行を求める文書が送達されている状況もあり、今回の許可・不許可の判断の際に報告すべきであると認識していたところであるが、去る6月24日付、伊豆新聞への寄稿に確約書の件が掲載され、このことから、報道各社からの問合せが続き、社会的影響が大きいものと判断したことから、急遽、許可・不許可の判断に先行して、6月28日の定例記者会見において公表した次第である。6月11日付情報公開請求を行った方への対応については、一般的な標準処理期間である6月25日の時点において、許可・不許可の判断が決定しておらず、また、処分が決定される期日も未定であったことから不開示とさせていただいたものである。

市長に代わる。

○**市長**（小野達也君）次に、本件については、単なる河川占用許可申請に対する処分という問題にとどまらず、様々な論点から検証されるべきものであると考えることから、議会から臨時会の招集の求めがあった場合、市長はこれに応じるかについてである。議会から臨時会の招集についての請求がされた場合については、地方自治法において、普通地方公共団体の長は、請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しなければならないとされているので、同法の規定に従い招集するものと認識している。なお、臨時会の招集については、あらかじめ付議する事件が必要となるので、本件事案の検証のための招集については、適宜の対応ができないこともあることから、あらゆる機会を通じて必要な検証に対応してまいりたいと考えている。

宅造変更許可の関係については、建設部長からお答えする。

○**建設部長**（石井裕介君）宅造の変更許可申請の状況である。現在、事業者側からは、宅造の変

更申請に係る相談を受け付けているような状況になっている。従って、申請があったとか許認可を行ったというような状況はない。

- **12番**（四宮和彦君）簡単なところから再度質疑したいが、宅造の件であるが、そうすると変更許可を出せと向こうは言ってきたかもしれないが、まだ、いろいろなものを申請してきている段階という話である。なぜ、そのようなものが確約書の条件に入っているのかというのは非常におかしいと思うわけであるが、その辺のところというのは、事業者の意図は分からないと思うので、この辺は無視していい話なのだろうと思う。

次に、先ほどの情報公開の件について話を戻すが、河川占用許可・不許可に関わるので、この時点では情報公開できないという話であったが、先ほどの答弁では関係はないと言っていた。これは一般の方に対しては、今後請求があったり、あるいは不開示になった方も、不服審査請求を出せば、改めて開示決定が出るということによろしいかということを確認したい。

それから、損害賠償の軽減ということで伺いたい、確約書と賠償の軽減に関しては、その文書によるやり取りでの因果関係はないという話になったので、ここの部分についてはそういうことで理解した。確約書自体が何ら法的拘束力を生むようなものではないというところで理解しておく。ただ、賠償額を軽減するためということであれば、具体的な賠償額について、既に事業者側から提示されていたはずであると思う。なので、この確約書を出せば、本来であればウン億円だけど、これをウン億円、あるいはウン千万円にしますというような具体的な提示額がなければ、軽減と言っても具体性が全くない話になってしまうと思うので、まず、その部分について、賠償の軽減というからには、元々、事業者側から、事業の遅延による損害としてこれだけのものが発生しているが、確約書を出せばこれぐらいでいいという話があったのか、そういう約定がなされていたのかということを確認したい。

それから、この賠償というからには、損害が発生していなければならないはずである。事業者側は事業遅延による損害が発生しているのだと言うかもしれないが、事業者がどのような損害に対する賠償を持ち出してきていて、それをどう軽減するというように言っていたのか。その辺のところについても伺いたいと思う。仮に、事業者側が言うような損害が発生していた場合に、それが市の処分に起因すると言えだけの根拠の提示がなされているのか。あるいは、市側としてそういうものが存在すると思っているのかどうか。また、そのほかに賠償しなければならなくなるような事情が存在するのかということについて伺いたい。

次であるが、この辺は補足的な説明になるが、控訴審判決においては、市が行った河川占用不許可処分というのは、市長も先ほど述べられてたとおりで、市の裁量権の範囲であるのだとされているわけであるから、その判断の妥当性自体は認定しているわけである。違法性については、行政手続条例に瑕疵があったという点のみが指摘されたと。それで不許可処分は取り消

されてしまったということになっているわけであるが、そういう事情を考えれば、市の行政処分に起因する損害というものは、事業者側には全く発生していないと言えるわけである。そもそも何を賠償することを事業者は求めている、また市長は、誰の何に対する賠償を危惧して確約書を取り交わしたのかということである。常識的に考えれば、損害はそちら側が勝手に損害を出しているだけだという話にしかならないわけであるから、その賠償を求められたときに、市長は何を危惧されたのかということが非常に気になるのでお答えいただきたい。

それから、確約書を誰が作成し、交付したのかということについては分かった。ただ、先ほどの話だと、確約書は庁内で全く協議をすることなく、市長が単独で行ったということだと思うが、では、その確約書を取り交わした場所はどこかということ、具体的に庁舎内で、あるいは市長応接室で行ったことなのか、そうではなくて、庁舎外のどこかで会って取り交わしたのかという、具体的にどこで確約書を取り交わしたのかということについてお答えいただきたいと思う。もし、庁舎内ということであれば、おそらく市長公室のほうで面会記録などもあるだろうと思うので、そこで誰が出席したのかなどが分かると思う。先ほどの大川議員の質疑の中で、市長と建設部の職員1名と事業者側で同席して行ったという話だったと思うが、事業者側からは何名で誰が来ていたのか分かるか。例えば、それが代理人の弁護士であったのか、あるいは事業者の会社の代表者が来ていたのかなどその辺の出席者である。あと市長側は1名であるから、それに間違いはないのかということである。そうすると、要は、誰も見ていないような密室で確約書が取り交わされているわけであると、確約書が確かに取り交わされたという客観的な資料というものが無いのではないかと思うが、そういったものはどこかしらに存在しているのかということ伺いたい。

それと、この辺は分かっているかと思うが、念のため伺うが、行政文書として決裁されたものではないという答弁であったと思うので、決裁手続に従って処理されていないわけであるから、この確約書は正式な行政文書ではないという理解でいいのか。なので、行政文書ではないので、行政の意思決定を拘束するようなことは一切ないということでもいいかということを確認したいと思う。

次に、確認になるが、先ほど市長のほうで署名と——確約書に対して、市長が署名をしたが、それが本当に署名だけであるのか。公印は付いていないということでもいいかということを確認したい。

あと、建設部のそれなりの者から直接市長のところへ話があったということになっているが、事業者から直接市長に申入れがあったわけではなく、職員を介して申入れが行われたという理解なのか、あるいは、行政職員がその事業者の代理人、使者となって市長に何らかの要請を行ったのかということになるわけであるが、そういうことは、日常的にあることなのかというこ

とを伺いたいと思う。

それから、先ほどの行政文書の決裁手続について、もう少し細かく聞きたいが、基本的には、先ほどの建設部長の答弁で、本来、経なければならぬ過程を経ていないという話であったが、伊東市の文書取扱規程だと、文書の取扱いについては庶務課長が総括することが規定されていると思う。本件確約書について、庶務課長は一切関与していないということなのか。あと、同様に、各課の所管課長も、常にその課における文書事務が常に適正かつ円滑に処理されるように留意し、その促進に努めなければならない規定があるわけなので、建設部においては、次長または課長が本件確約書に関与しているのか、いないのかということである。

次であるが、建設部及びその他の部署も含めて、本件確約書について、知り得る立場にあった人たちというのは誰なのか。要するにその人たちが——2月9日時点でということではなくて、確約書の取扱いについて、それぞれの立場においていつ知ったのか。それから、知ったときにどのような判断をされたのか、それぞれの方についてどういう時期に知って、どういう判断をされたのかということ伺いたいと思う。

それから、業務手順書の違反や文書取扱規程の違反というものが実際に起きていると思うが、そういうものに反してまで事業者側に格別の便宜を図ることが明確になった場合には、その職員に対して厳正な処分を行うのかどうかということについて伺う。

あと、情報公開の不開示の件であるが、これはある程度先ほどの答弁で理解するところであるが、一般論として、ここで不開示決定をしたという理由が、行政処分に影響しかねない、支障を生じかねないということであったが、静岡新聞の記事によれば、また、先ほど来のお話を聞いていてもそうであるが、中村副市長自身は、確約書は市の判断を拘束するものではないとの見解を示しているわけである。つまり、確約書の存在自体については市の判断に影響はないということ述べられているわけであるが、建設部においてはそれが影響すると判断して不開示にしている。ここで矛盾が生じているわけである。副市長の見解と建設部の見解が、情報開示に関しては明らかに違う見解になってしまっているが、これはまずいのではないか。この部分について、一般論として、情報公開条例の解釈が各部署ごとに違っているとするとまずいわけである。統一した審査基準があった上で、これを開示するのか、不開示にするのかということを決しなければいけないが、現在の情報公開条例についての取扱い方、基準というのは庁内でどのような形になっているのかというのを伺っておきたいと思う。それから、まだ、河川占用の許可・不許可が決定していない段階なのでという話があったわけであるが、中村副市長の見解によれば、拘束しませんと言っているわけであるから、5月6日の控訴審判決の確定後、14日以内の標準処理期間に従えば、5月20日には改めて処分が行えたと思うわけである。その後補正の届出があったので、状況の変化があったという話もあったが、そういうことに

ついて、考慮すべき事案はなかったはずなので、そういうことを考えると、処分の遅れというのは、外見的に見ると、確約書が存在したからでないのかという疑いが生じざる負えないが、この確約書の存在が、現在の慎重な判断に影響しているのかどうか。影響したのであれば、どの程度影響したのかについて伺いたいと思う。

最後のところで、申し上げておきたいことが1点あるが、本件については、単なる河川占用処分の話にはとどまらないということは最初にさせていただいたが、私も委員長を務めていたこともあり、改めて土地取得に係る監視機能強化特別委員会の際に、市に対して提言を行っているので、それを読み返してみた。その提言書から一部抜粋すると「意思決定過程の協議記録及び交渉記録を必ず作成し、保存すること」「相手方との交渉については、単独で行うことのないようにすること」それから「情報公開請求に対応できるだけの文書を作成し、保存することで、行政事務の透明性を確保すること」「責任の所在を明確にすることで、原因追求及び再発防止を図ること」「一連の業務手続の適正性について、所管部署とは異なる第三者組織によるチェックを行うことで、重層的なチェック体制を構築すること」「情報公開制度において、統一的な見解に基づき着実な運用を図れるようにすること」と、今回の件に関わりそうなところを抜粋してみると、こういう項目のことを提言しており、当時、当局においてもこの提言を、業務改善や組織改革に生かしていく旨の回答をしていたはずである。これらのことを真摯に受け止めて実行しておけば、今回のようなことは絶対に起きていなかったはずである。それにもかかわらず、今回の確約書のような問題が起きたということは、これらの提言を無視して行政運営を行ってきた結果としか言いようがないので、この部分については、行政組織自体に自浄能力がないということを露呈してしまったとしか言いようがないわけである。こうした観点から、改めて現在の業務執行体制について徹底的にチェックする必要があると思われることから、議会または第三者機関による行政リーガルドック等を実施して、行政手続等の正当性を検証する必要があると考えるが、この点についての市長の見解を伺いたいと思う。

先ほど来の説明でもそうであるが、市長は、市民に心配や疑念を抱かせたというような趣旨で陳謝をしたと。先ほども謝罪をしたというような形になっているわけであるが、ただ、その責任について言及したようには思えないわけである。行政への信頼を著しく損なう行為を行ったということへの責任を感じていないわけではないと思うが、そういう前提で伺うと、行政への市民の信頼を失ってしまったかもしれないということに対し、責任をどのように感じ、また、今後どのような形で責任を取るつもりなのかということについてお聞かせ願いたい。

○市長（小野達也君）多くの質疑あったので、私が答えられる点についてお答えする。

損害賠償の金額について何を心配されているのか、あるいはその金額であるが、議会でも答弁しているように、1日遅延するごとに488万円損失が出ているということは、繰り返し相

手側の代理人弁護士の名前で複数回——何回も何回もという表現でいいかと思うが、来ている。そういう中では、それを見過ごすことができないなという気持ちでいた。そういったことになった場合、市民の税金をそういった形で1円でも出したくないという気持ちがあったので、なんとかそれを最小にする努力が必要だろうと、日頃からそういった努力を続けていた。そういう中で、金額は一方的に事業者側が言っているのだから、そのままそれを受け取ってはいないが、最小にしたいという気持ちであった。

それから、確約書を取り交わした場所についてである。これは、相手側の文書について、私が見たところ、先ほど申した3点の項目のみであった。それ以上のものはなく、署名だけ「伊東市長 小野 達也」として押印などはしていない。場所であるが、私は署名を職員に託して相手側に届けてもらったので、私が誰かと会ったという事実はない。

それから、最後の行政手続、今までの反省を踏まえて、市長としての責任はどのように感じているかであるが、大いに反省している。軽率であったということで、本来であれば、最低でも副市長に相談をするなどしたほうがよかったかなと今は反省しているが、その時は、損害額を最小限に抑える、相手側文書において請求に屈するよということがあったので、正直に言って焦っていた。そういう中で、係争中ではあったが、一筆入れておくことによって損害賠償がもしかしたらなくなるのではないかという気持ちがあった。控訴審の途中ではあったが、いろいろな情報を聞き取った中では、かなり不利であるということ言われていた。これは一般の方に言われたわけではなく、法曹界の方、いろいろな経験を積んでいる方に相談をした際にいろいろとアドバイスをいただき、その中でどこかに着地点がないと、伊東市が大きなお金を取られたら市民に申し訳ないという気持ちがあったので、そこは私の責任でやったということで、これについては本当に申し訳ないという気持ちでいるので、ご容赦願いたいと思う。

その他の質疑については、担当からお答えする。

- 建設部長（石井裕介君）情報公開請求の不服審査請求があった場合は、当然対応させていただく。なお、この方については、その他の情報公開請求もされているので、今回の不開示の状況、そしてその後において開示となる旨を丁寧に説明する予定でいたので、そこはご理解いただきたいと思う。先ほど市長が488万円と言ったが、それ以外に具体的なものは一切受けてはいないということをつけ加えさせていただく。現在の損害賠償についての市の認識であるが、先ほど市長が答弁したとおり、控訴審判決が確定した現時点においては、不許可の判断に当たって何ら違法性はないということから損害は発生していないと認識しているところである。賠償しなければならない事情があるのかであるが、現時点ではそのようなことはない判断している。正式な行政文書であるかという質疑であるが、この後の杉本議員の質疑にもお答えする予定であったが、伊東市役所文書取扱規程、これは市長の補助機関である職員が行う場合のマニュアル

ルになるが、その中に文書の定義がある。「職員が職務上、取得した文書」という定義があるので、これをもって公文書と判断をしているところである。

そして、それぞれの立場の人がどのように知り、どのように判断したのかであるが、私が一番近い部署にいるので答弁させていただくが、市長の答弁であったように、2月当時に、確約書なるものは把握していなかった。具体的には、ゴールデンウィーク明けに建設部の担当職員のほうから市長が確約書なるものを提出したということの報告を受け、驚きが第一にあったわけであるが、やはり、報告・連絡・相談もなくやったのかということで、 심각한注意をその時にした。日頃から職員に訓示しているところではあるが、報・連・相の徹底と大きな問題については一人では抱えるなというようなことを常に言っていると同時に、職員全体に徹底させなければならないということを指導したと記憶している。職員の処分のことも触れられたが、やはり業務手続に反しているということが確認されたならば、それは当然、懲罰審査委員会というのがあるので、それに諮っていくものだと認識している。現時点においては、この確約書がどのように最終的に影響していくのかということが確定していない状況であるので、今すぐに動き出すということは考えていない。定例記者会見の中で、中村副市長のほうから許可・不許可の判断には影響しないような旨の説明という報道各紙の記事があったが、これは、本確約書の内容自体が許可・不許可の判断において影響するものではないということの説明であったと思っている。今回の情報公開請求については、具体的な理由を説明したかったが、いずれにしても、許可・不許可の判断に関係するものということで判断した。これまで本市では、審査中の案件が片づくまでは、意思決定形成過程であるということで第6条第3項の理由により公開は制限させていただいている状況である。

処分の遅れがこの確約書によるものではないかということだが、今回の控訴審判決の結果がベースであると考えている。その中で、事情の変更ということで目的の追加があった。そのことについて慎重に判断しているところであるので、この確約書によつての遅れではないということは申し述べさせていただきたい。

- 庶務課長**（小川直克君）私のほうからは、文書取扱規程上の職務に照らし合わせて、庶務課長の関与があったのかと、情報公開条例上の統一的な基準についてお答えさせていただく。本案件については、私をはじめ庶務課のほうの関与はない。ただ、建設部長の答弁にあったとおり、公文書として管理していくこととなるので、総括的な立場にはなるが、庶務課のほうで関与していくというような形になる。情報公開条例上の統一的な基準であるが、個別具体的な規定を情報公開条例上に規定してあるので、第一義的にはその規定に従い、各課のほうで判断するという形になる。ただ、今回のような意思形成過程に支障が生じると認められるという理由に関しては、影響があるという事務事業の内容や文書の内容を個別具体的に検討する必要があると

思うので、そちらについては事務担当課での判断というものが重要なものとして捉える中での決定が行われるものと考えている。以上である。

○**市長**（小野達也君）日常的に職員を介してこのようなやり取りがあるのかである。本件について申し上げますと、私が就任した当初は、事業者と直接会ってなんとか白紙撤回をお願いしたり、または、反対をしている市民に集まっただき、十分な説明をした上で同意を得てくれということも市役所において2回行っている。それ以外にも複数回、市役所に来ていただいたり、私が東京に行った際に事業者と会議室などで、直接交渉に当たっている。その内容については、何とか退いていただきたいとか、相手側の主張も伺った。それから4年以上が過ぎているが、申出は度々あったが、この係争中の期間は直接会うことは私は避けていた。ただ、私や副市長などは会わないようにしており、事業者でなくても協力している方々にも極力会わない努力をしており、ほぼ話合いの場には立っていない。そういう意味では、日常的に私が懸念するような事項、あるいは本市の損害を最小限にするようなことについては、職員を介して作業を進めており、相当な負担をかけているなというように考えているが、先ほど申したような考えの下に、本件については直接面談等はしないように気をつけているところである。

○**建設部長**（石井裕介君）答弁漏れがあり申し訳ない。確約書の客観的な資料はあるかということであるが、A4で1枚のものだけである。

○**12番**（四宮和彦君）私も質疑し過ぎて、答弁漏れがあるのか分からなくなってしまったところがあるので、その辺のところはご勘弁いただきたい。

最後に市長が答弁されたことであるが、私は別に面会をしてはいけないという話をしているわけではない。例えば、先ほど確約書はどうやって交わしたのかを伺ったら、職員により届けさせたと言っていたが、結局、そういうことがあるので、例えば、職員が事業者からこういうものを貰ってきたのでここにサインをお願いしますと。じゃあこれを届けてくれとサインして預けると。簡略化するとこういう話になってしまう。なのでここが密室化してしまったわけである。逆に、事業者と市側代理人が庁舎内で面会をしてという話ならば、当然のことだが、面会記録も残るわけであるし、そこでの中身も記録されるわけである。どういう話がされたかや、どういう結論が出たのかが明確になるわけである。そこが欠けていたのが問題なのではないかということで、私が言っているのは、職員が誰かの意を呈して——使者としてなのか代理人としてなのかは分からないが、市長じゃあこれお願いしますというように持ってきて、市長が、分かった、これを相手に渡してくれなどということが日常的にあるのかどうかを伺ったわけである。それについてはどうであるのかを伺いたい。それから、賠償の基準となる損害額が1日488万円という金額が出てきたわけであるが、この部分については事業者側から、もう何日経っているのでいくらという話なのかもしれないが、この1日488万円の積算根拠という

のを理解した上で賠償の話を心配したのかどうかというところについて、もう1度確認をさせていただきたいと思う。

- 建設部長**（石井裕介君）今回の確約書の段階で、488万円の内訳の確認については恐らくしていないものと考えている。従来から言われている488万円であるが、完成した場合の1日の売電収益が488万円ということで、事業者側が計算した数字である。それには日照率であるとかの数字を示したものがあり、そこについては従来から示されているもので、事業者側から提示を受けたものであり、私どもはどう考えるかという、現実的なものとは考えていないので、そこについて詳しく積算はしていないというのが実情である。以上である。
- 市長**（小野達也君）日常的にこのようなやり取りがあるかということであるが、日常的にはない。やはり本件については、水面下での難しい交渉というか、本来、地元の合意がない事業であるので、行政手続上は進めなければならない事項はあるものの、いろいろと協議があるということでご理解いただきたいが、日常的にはしっかりと進めているので、今回の件については、このような経緯があるということである。
- 12番**（四宮和彦君）これで最後の質疑になるが、まず1点目として、情報公開はこれから開示しますよと。不開示にした方については説明した上で開示しますということなのでそれでいいと思うが、ただ、議会に対しては、これから議長を通じて情報開示を求めようと思うので、速やかに開示をしていただくことをお約束していただきたいことが1つと、この辺のところは答弁として十分にいただけたかが分からないのでもう一度確認したいが、今回の件は、河川占用の許可・不許可を巡って、あるいは宅地造成の変更申請の許可・不許可を巡ってという限定された話ではなく、行政手続上の瑕疵である。行政手続をしっかりと定められた規則どおりに踏んでいくことができていなかったということが大きな問題である。これは、以前の土地取引の際にも言われてきたことであり、他の分野でもこういうことが起こり得るのではないかということ是指摘してきたわけである。それで現に起きたということになっている。ここの部分について、市長が反省するのは当然だとしても、反省したで終わってしまっただけでは何にもならないわけである。土地取引のときも再発防止のためにどうするという話をさんざんやってきたわけである。こういう行政手続上の瑕疵が起きないようにするためには一体どういう取組が必要なのかということに関して、私のほうからの提案としては、当然であるが、議会側にしっかりとチェックするような、特別委員会などをまず設置して、いろいろな問題を精査していくことが一つと、あとは行政サイドとしては、第三者機関を設置した上でリーガルドックの実施をするということが必要になってくるのではないかと思うが、その辺の必要性についてどう考えているのかを伺いたいと思う。
- 副市長**（中村一人君）最初の情報開示については、議長からそういう求めがあれば対応したい

と思う。行政手続の瑕疵については指摘のとおりであり、前回の事件の反省が生かされていないという指摘は全くそのとおりであると思っている。仕組みを変えるなどのいろいろなやり方はあると思うが、やはり一番大事なのは、職員一人一人の考え方が前提になれば、いろいろな仕組みを考えても難しいと感じているところであるので、今後、このようなことが起きないような取組を進めていかなければならないが、職員一人一人が今回のことを反省して、しっかりと判断ができるような職員を育てていきたいと思っている。以上である。

○副議長（中島弘道君）次に、13番 杉本憲也君の発言を許す。

○13番（杉本憲也君）よろしく願います。重複する部分があるため、そこは割愛して質疑させていただく。まず、通告の1つ目であるが、本件の確約書のように市長が書類に署名することについて、従来から市が行っている内部統制の一環とされる業務手順書は作成されていたのか伺う。もう1つ、本件確約書に係る一連の経緯について、文書として記録が残っているのか伺う。

○建設部長（石井裕介君）お答えする。本件確約書のように市長が書類に署名することについて、内部統制の一環とされる業務手順書は作成されていたのかについてである。業務手順書の作成については、各課、係ごとの業務や事務事業について定めているが、確約書自体が通常の業務、事務には無いことから、本件確約書に係る業務手順書の作成はしていない。

次に、本件確約書に係る一連の経緯について、文書として記録が残っているのかについてである。本件確約書に係る一連の経緯を記す文書については現時点ではないが、今後作成し、確約書の写しとともに管理、保存していく。以上である。

○13番（杉本憲也君）署名というものがルール化されていない可能性もあるため、しっかりとこの業務手順書でルール化をしていただきたいということと、かねてから議会のほうでもしっかりと記録を文書として残すということをお願いしているわけであるので、またこれができていなかったということだと困るので、しっかりとお願いをしたいと思う。

今回、署名で行われたということであるが、書類の意思表示の方法としては、署名するか、記名押印で印鑑を押すかという方法があると思うが、今回、私が気になっているのは、先ほど四宮議員からもあったが、公印を使用していれば、伊東市公印規則というので、要するに市長名で公印を使用する場合は、決裁済の書類を持っていき、公印を預かっている庶務課長に示し、承認を得て初めて押せるというように、ここでチェック機能が働いた可能性があった。しかし、今回はなぜ公印でなくて署名という手続を選択したのか。急ぐ必要性があったのか。

○建設部長（石井裕介君）公印は押していないということであるが、公文書か否かということになると思うが、文書取扱規程については、市長の補助機関としての職員のルールとなっているので、記名押印が基本であると思っている。しかし、これが「伊東市長 小野達也」として署

名があったものについては、やはり市長の職名として署名をしたものであるので、これ自体が無効であるとは言えない——公文書なるものと考えている。署名としたのはなぜかであるが、先ほど来市長が答弁しているとおりに、相手方の作成した文書、名前の欄が空欄であったと思うが、そこに市長が署名したというのが実情である。

○ **13番**（杉本憲也君）空欄であっても、署名ではなく記名押印をするという選択肢もあったかと思う。そこで冷静になるチャンスもあったかと思う。なのに署名という方法を取るということは通常とは違うということ当局のほうも認識しているかと思うが、であればなおさら冷静に、客観的に判断すべきであったかと思うが、そこで何うが、今回の署名に当たり、市長公室で職員と2人で行ったということだと思うが、市長が事業者の作成した今回の確約書を最初に見て、署名するまでの時間というのは具体的にどのぐらいかかったのか。渡されて、その場ですぐに署名をしたのか。署名する際、しっかりと中身を読んで、内容を理解した上で不明な点や懸念事項、今後考えられるリスクは一切ないと判断した上で署名したのか。もし疑念があったとすれば、今回なぜ副市長や顧問弁護士、担当部長などに相談せずに署名をしたのかを教えてください。

○ **市長**（小野達也君）時間的にはどのぐらいであったかであるが、定かな記憶がないため申し訳ないが、おそらく1週間程度ではないかと思う。すぐに署名をしたのかについてと、内容を理解して署名したのかということだが、内容が3点だけであったので、その時の背景で言うと、判決は相当不利であるとの情報のもと、何とか逃げ道を作っておきたいという気持ちで、どちらかという書面を見てすぐに署名をしたと記憶している。それと、副市長や弁護士に相談しなかった理由だが、認識不足というか、先ほども申したが、この件については長年かかっており、そろそろゴールが見えてきて、本市にとっては大変な危機が迫っていると感じた中で、私の判断で、私の責任でこういう文書があったほうがいいだろうということで、あえて相談しなかったと記憶している。今は大変申し訳ない気持ちでいっぱいである。申し訳なかった。

○ **13番**（杉本憲也君）期間が1週間ぐらいあったとのことだが、その時にぜひ、相談をしておいていただきたかったというところだと思う。市長も署名するときに、精神的にも相当追い詰められていたのではないかと推測できるが、そういう観点から1点質疑するが、今回、損害賠償額を最小にする努力ということで署名したとのことであるが、そもそもこの署名は自らしたのか、それとも意に反してはいたが、事業者側や担当者から責められて、仕方がなく署名したという状況はないか。仮に、署名する義務がないものについて、意に反して署名したとすると、警察にも相談するようなケースにもなり得るが、本市として今回のこの署名に関して、警察への相談をする考えがあるかということが1点。もう1つ、弁護士の対応という面で聞くが、本件は双方に代理人弁護士がついているケースである。相手方の弁護人が本市の代理人を

通さずに直接本人、本市の職員または市長に接触している案件になる。この点について、弁護士が守らなければならないルールとして、日弁連が定める弁護士職務基本規程というものがあり、事件の相手方との関係について、第52条で、弁護士は、相手方に法令上の資格を有する代理人——弁護士等が選任されているときは、正当な理由なく、その代理人の承諾を得ないで直接、相手方と交渉してはならないと定めている。すなわち、相手方に弁護士等がついているのに、弁護士等を通さずに勝手に相手に接触すること自体、弁護士業界ではかなり大きなタブーとされているような状況である。そこで伺うが、今回のように相手方代理人が本市の代理人を通さず直接の交渉をするには、本市の弁護人の承諾が必要な案件であったと思うが、今回、相手方の弁護士は、本市の訴訟代理人弁護士に対して市と直接接触することについて承諾を得ていたのか。一方、弁護士の関係でいうと、依頼者との信頼関係の下に弁護人、代理人を務めるのであるが、そうであれば同じく第43条で、弁護士は、受任した事件について、依頼者との間に信頼関係が失われ、かつ、その回復が困難であるときは、その旨を説明し、辞任等の適切な措置を取らなければならないという規定があるが、今回のように本市が代理人を立てているのに、相手方代理人と勝手に交渉をしたような軽率な行動を取ることで、市の代理人弁護士の信頼を失ってしまい、場合によっては、訴訟係争中であるにも関わらず、市の代理人弁護士が辞任するというような、本市にとって重大な損失が発生する恐れがあったが、本市として今回、署名するに当たり、極めて軽率で不適切な一連の行動について、市の代理人弁護士が辞任するというリスクまで考えた上での行動なのか。また、さきに述べた第52条違反に関しては、しかるべき処置を弁護士会等にするつもりはあるのか、最後にお伺いしたい。

○市長（小野達也君）お答えする。当時、自分から積極的に署名をしたのか、あるいは強制的にしたのかということであるが、基本的には私の意思で書面を見て、これであればいいだろうという判断をし、署名をしたので、強制的にということにはなかった。ただ、進んで行ったという意味ではない。やはりリスクヘッジは必要であるということで署名をしてしまったということは反省をしている。交渉の過程であったので、表立って代理人を通じてということにはなかったと思うが、係争中ではあった。ただ、先ほど建設部長が答弁したように、宅造の変更許可申請も審査中であつたり、補正の依頼等で担当は行き来をしている。そういう場面によっては代理人が来たりということもある。それは事業者本体が来たり、設計業者が来たりということもある。日頃から水面下での交渉もあり、私は当初からそのような水面下の交渉の中の書類の一つだというような、少し判断ミスであったと思っているが、そのような点から署名に至ったということである。現在の状況は、本市の依頼した弁護人については、全てを報告しており辞任等はないと認識しているし、今後についても私どもは全てをさらけ出して、今までの弁護人、あるいはさらに増やしていくことも考えて対応していきたいと思う。

○副議長（中島弘道君）以上で、通告による質疑は終わる。

暫時、休憩する。

午後 0時 1分休憩

午後 0時 2分再開

○副議長（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を開く。

ほかに、質疑はないか。

○9番（重岡秀子君）今までの質疑を聞いて、私が一番気になるのは、一審で本市が敗訴した後、市長が個人的に業者に声をかけてる。業者側から働きかけたのではなく、市長のほうから関係を持ち、そして業者のほうから損害賠償の計画があるということを知っていて、そして市長が相談をせずにこの確約書を書いたという流れだと思う。市長にお聞きするが、このような非公式なやり取り——文書を取り交わしただけでなく、口約束などこれ以外にも以前にもそういうことがあったのかどうかをまず伺いたい。

○市長（小野達也君）お答えする。今まで相当な回数の交渉に当たっており、口約束というかこちらの主張、相手の主張ということで、円満になったことは一度もないが、いろいろな話はあるところである。

○9番（重岡秀子君）分かった。この辺についても今後、少し調べていかなければいけないと思うが、実はこの問題は足かけ5年近くにわたる問題で、一番最初にこのメガソーラー建設の問題が取り上げられたのは、確か2016年の12月議会で、杉本一彦議員が八幡野区の中で問題となったことから質問したが、佃前市長の当時の答弁で、業者との関係は挨拶に来たこと程度は知っている。対応は佐藤副市長に委ねている。法を覆してまで、建設を駄目だというわけにはいかないが、地元の反対というものにもよく耳を傾けるように業者には言いたい。佃前市長の時にはこの短いやり取りだけである。その後、年が明けた5月に小野市長になったわけであるが、この事業について佃前市長から何か引継ぎがあったのか簡単に伺いたい。

○市長（小野達也君）一切なかった。

○9番（重岡秀子君）分かった。これだけ大きな事業であるが、佃前市長からは、住民の話を聞いて慎重になどの引継ぎもなかったということによろしいのかということと、私の手元に、市長選が終わった2017年の7月に、伊東市への貢献確約書を提出という業者側のチラシが——これは、議員が現地視察をした際にもらったものであるが、そういう文書がある。年が明けた2月に宅造法の許可が下りているが、これは事業者の本社、韓国の専務が来て、いつもは支社だけであるので、重要な貢献確約書であると思うが、この確約書はどのような内容であったのか、概要で構わないので教えて欲しい。

- 市長**（小野達也君）韓国からの役員が来たことは記憶にある。ただ、その確約書というか、確約書ではないが市への貢献内容などは記憶していないが、いつも会うたびに事業者はいいことを言うので、その中の一連ではないかと考える。
- 副議長**（中島弘道君）重岡議員に申し上げる。今回は市長確約書についての議題であるため、議題から外れないようお願いする。
- 9番**（重岡秀子君）分かった。私が言いたいのは、市長が個人的に事業者と関わりを持ったと。事業者側から言われたのではなく、一審で敗訴した際に連絡を取ったということで、私たちの知らないところで、事業者といろいろなやり取りがあるということで、この貢献確約書については、例えば、事業ができた際にはこういう社会貢献をしますというものであったと思うので、これはまた、別の機会で聞きたいと思うが、やはりこの辺の流れがあって、今回の問題が続いているのではないかとと思うので、また質問させていただきたいと思う。
- 副議長**（中島弘道君）暫時、休憩する。

午後 0時 9分休憩

午後 0時10分再開

- 副議長**（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を開く。
- 1番**（田久保眞紀君）いろいろと答弁があったので、確認で時系列を整理させていただきたいと思う。事業者側に損害賠償の考えを確認したということで、今回の確約書の件について、本市側から話をしたのか、事業者側から話があったのか、その1点をまず確認したい。その際に、伊豆メガソーラーパーク合同会社のほうから持ちかけられたという場合であると、建設部のそれなりの立場の者から直接話があったという話は、事業者が確約書を結びたいと言っているという話であるという認識でよいのか、まずこの2点を確認したい。

それと1つ聞きたいが、遅延による損害賠償を最小にしたいという話であるが、この高裁判決前に、本市側の弁護士は損害賠償のリスクについて、事業者側は文書でいろいろなことを言ってきているということだが、何か見解を示されていたか。または、本市のほうで見解を求めていたか。これが1つ目の聞きたいことである、

次に裁判であるが、今回の河川占用の裁判を担当していた部署であるが、これが複数なのか、それとも一つの部署だけが担当していたのか、その点を聞きたい。

- 市長**（小野達也君）1点目である。本市側から損害賠償を求めるか聞いたかどうかであるが、これについてはいろいろな経緯があり、最終的にはこちらから話をしたということになるが、先ほども答弁したとおり、総合的な判断の中で、本市が相当不利であり、お金は大丈夫かといういろいろなところからの声があり、心配になっていたということである。確約書については

職員に間に入っていたが、その中で事業者側がつくったものに署名をということで、責任を持って書いた。

本市の弁護人の考えであるが、当時は訴訟の中で何とか勝つ努力をしていただいていた。その中で少しの心配が、私の中で常にあったので、今回のことになってしまって申し訳なく思っている。

裁判の部署については、建設部の中でいうと河川は建設課になるかと思うが、ほかにも都市計画課や関連するところがあるかと承知をしている。

○**建設部長**（石井裕介君）補足させていただく。本市の弁護士の見解であるが、複数の弁護士に見解をいただく中では、損害額は計り知れるものではないが、違法性が認められた場合には、リスクは否定できないということは相談する中であったと記憶している。

○**1番**（田久保真紀君）今回、多くの弁護士に相談をしていると思うが、損害賠償については意見が分かれるところではあるかもしれない。私も気になり、個人的にいろいろな弁護士に聞いていたが、そこで1つ聞くが、損害賠償についての可能性を顧問弁護士含めて何人ぐらいに聞いて、何人ぐらいがかなりリスクがあるとの回答だったのか。そして、それを市長が直接、弁護士と相談する機会があったのか、または担当課がそういう機会をつくったのかというのが2点目である。それと、関わった部署については建設課のみとなるのか。

○**建設部長**（石井裕介君）先ほど複数の弁護士と答弁したが、延べ4人の弁護士に伺っている。市長が直接というのは基本的にはなく、担当が相談に伺い、市長に報告しているという状況である。

担当部署であるが、内容が太陽光発電の条例の関係もあるため、弁護士相談をする中では、都市計画課の職員もケースによっては同席する形で対応してきた。

○**1番**（田久保真紀君）河川の裁判は全て傍聴に行ったが、来ていたのは建設課だけであった。それぞれの課で所管などはもちろんあると思うが、こういう場合は複数の課にまたがって担当することによって、こういった事態が防げたのではないかと思うので確認する。一課のみであったのか、法務を担当する部署がしっかりと混ざっていたのかの確認が一つ。

それと、先ほど杉本議員からもあったが、訴訟が継続している中で、双方にも代理人である弁護士がいる。そういう状況にも関わらず、利害が対立している相手側の弁護士が、自分が作成した書面に一方的にサインをさせる。本市側の弁護士の同席を求めないということに関しては、これは弁護士としての倫理規定に反するのではないかと思う。これはもちろん弁護士に見解を伺っていただきたいが、本市の弁護士側から、弁護士会を通じて相手の弁護士に対して、このような行動については抗議があつてしかるべきと考えるが、そのような考えはあるか。

○**建設部長**（石井裕介君）裁判の傍聴については担当課のみの対応であった。先ほどの都市計画

課の職員もというのは法律相談の話である。相手側弁護士へ本市からの抗議の関係であるが、直ちにできるものではないが、弁護士のほうに相談し対応していきたいと思う。

○1番（田久保眞紀君）弁護士会を通じての抗議は、そこで伊東市側の主張を言える機会でもあるので、ぜひ検討をいただきたいと思う。情報公開請求で確約書が出てくるという話もあったが、その場で主張したことというのは、市民のほうに伝わる内容であると思うので、そこで伊東市側の主張を弁護士を通じて行うというのも一考いただきたいと思うが、いかがか。

○副市長（中村一人君）弁護士と相談し、そのような手続が取れるのかどうか、前向きに検討していきたいと思う。

○副議長（中島弘道君）ほかに質疑、意見はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島弘道君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

以上で日程第1を終了する。

○副議長（中島弘道君）以上をもって日程全部を終了した。

これにて市議会全員協議会を閉会する。

○閉会時間 令和3年6月30日（水）午後0時19分（会議時間1時間27分）

以上の記録を認める。

令和3年6月30日

副議長 中 島 弘 道